

鎌倉市農地賃借料情報

【鎌倉市内の農地の賃借料情報を提供します】

「農地法の一部を改正する法律」が平成 21 年 12 月 15 日に施行され、旧農地法第 23 条の規定により定められた標準小作料が廃止されました。

これに伴い、新たに改正後の農地法第 52 条の規定に基づき、農地法及び農業経営基盤強化促進法により賃借された賃借料の実績について情報提供しますので、今後の賃借料の設定の目安としてください。

この「賃借料情報」は、実勢の集計値であり拘束力はなく、賃借料決定の参考として提供するものですから、実際の契約の際には貸し手と借り手の両者でよく協議したうえで締結してください。

令和 6 年(2024 年) 1 月から令和 6 年(2024 年)12 月までに利用権設定された農地の賃貸借における賃借料の平均額（年額/10a あたり）等は、以下のとおりです。

※使用貸借（無償の貸借）は、平均額の集計には含まれていません。

※千円未満、四捨五入。

平均額（年額/10a）	最高額	最低額	筆数
24,000 円	24,000 円	24,000 円	54 筆

令和 7 年（2025 年）5 月 13 日

担当：鎌倉市農業委員会事務局

電話：0467－23－3000